アクチュアリー試験対策　生命保険会社に求められる将来収支分析等の比較（平成27年用）

		第3分野の負債十分性テスト	1号収支分析（2-1）	1号収支分析（2-2）	3号の2収支分析	3号収支分析
根拠規定	保険業法	121条1項1号	121条1項1号	121条1項1号	121条1項3号	121条1項3号
	保険業法施行規則	80条	80条	80条	79条の2、80条	79条の2、80条
	告示	平成12年金融監督庁・大蔵省告示22号（改正時の金融庁の平成18年2月10日公表の概要資料にも解説あり）	―	―	平成8年大蔵省告示第50 号	―
	実務基準・解説書	―	8～15条	8～15条	33～37条	27～32条
目的		第3分野の保険事故発生率の不確実性に焦点を当て、責任準備金の十分な積立水準を確保	将来の資産の状況などを考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを確認	1号収支分析を補完する観点からの、保険契約が消滅するまでの長期の期間に亘る収支分析	ソルベンシーマージン総額における保険料積立金等余剰部分控除額の下限を算定	将来の資産・負債を合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかを確認
対象		第3分野のストレステストで選出された下記以外のもの ・保険期間1年以下の契約 ・傷害保険のうち満期返戻金を支払う契約 ・保険事故発生率が十分小さく、付随的な給付	［商品区分のうち、］下記以外のもの ・最低保証のない特別勘定契約 ・保険料積立金を積み立てない契約 ・約款で計算基礎率を変更できる旨を約してある契約 ・その他（外貨建の契約等）	［商品区分のうち、］下記以外のもの ・最低保証のない特別勘定契約 ・保険料積立金を積み立てない契約 ・約款で計算基礎率を変更できる旨を約してある契約 ・その他	会社全体	会社全体
分析単位		基礎率を同じくする契約区分ごと	区分経理の商品区分ごと	区分経理の商品区分ごと （ただし全商品区分の合算で判定）	会社全体	会社全体
比較する資産と負債	負債	・［標準責任準備金制度または認可に基づく］予定基礎率の保険料積立金 ・特に必要と認められる場合は未経過保険料も対象	・標準責任準備金制度または認可に基づく保険料積立金 ・特に必要と認められる場合は未経過保険料も対象	（1号2-1の規定を準用）	事業継続基準に係る額 （全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のうち大きい方）	事業継続基準に係る額 （全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のうち大きい方） ＋負債の部計上額 －責任準備金（危険準備金を含む） －価格変動準備金 －配当準備金未割当額 －評価差額金に係る繰延税金負債 －劣後特約付債務
	資産	基準年度において「資産＝責任準備金」とし、以後、各年の収支を反映	現時点において「資産＝責任準備金」とし、以後、各年の収支を反映		現時点において「会社全体の資産＝事業継続基準に係る額」とし、以後、各年の収支を反映	時価評価（責準対応債券等を含む）した資産の額 －評価差額金に係る繰延税金資産 －資産運用リスク相当額
シナリオ	金利	少なくとも以下を含む ・直近の10年国債利回りから標準利率まで5年に亘って均等に低下 ・直近の10年国債利回りから標準利率までの半分が翌期首に低下 （ただし第1号保険契約では、10年と20年の直近の利回りの平均から低下）	少なくとも以下を含む ・直近の長期国債応募者利回りから標準利率まで5年に亘って均等に低下 ・直近の長期国債応募者利回りから標準利率までの半分が翌年度始に低下 （ただし第1号保険契約では、10年と20年の直近の利回りの平均から低下）	少なくとも以下を含む イ. 直近のフォワードレートで推移 ロ. 直近の国債金利が横ばい ハ. イの80%もしくは120% （順イールドの場合は120%等） ニ. ロの80%もしくは120% （順イールドの場合は 80%等）	直近の長期国債応募者利回りが横ばい	直近の長期国債応募者利回りが横ばい
	株式・不動産の価格や為替レート	［変動しない］	［変動しない］	（1号2-1の規定を準用）	変動しない	変動しない
	市場シナリオによる資産の増減・損益	［・金利による増減は見込まない］ ・株価等による損益は考慮しない	・金利による増減は見込まない ・株価等による損益は考慮しない	（1号2-1の規定を準用のうえ、） ・債券等の売却では増減を考慮	―	―
	外貨建資産の収益	［1号2-1の規定を準用］	ニューマネーは長期国債（国内）に投資	（1号2-1の規定を準用のうえ、） ・外貨建負債のニューマネーは負債通貨に対応した資産に投資	（1号2-1の規定を準用）	（1号2-1の規定を準用）
	資産配分・構成比	基準年度のものを基に合理的に設定	直近年度のものを基に合理的に設定	（1号2-1の規定を準用）		
	新契約高	クローズド型のみ	オープン型（直近年度または過去3年平均のもの）またはクローズド型	クローズド型のみ		オープン型（直近年度または過去3年平均のもの）のみ
	事業費	新契約費を除いた基準年度の事業費を基に保有契約の状況を反映	・オープン型の場合、直近年度または過去3年平均のもの ・クローズド型の場合、新契約費を除いた直近年度の事業費	（1号2-1の規定を準用のうえ、） ・外部環境や経営政策に伴う変動を見込むことも可能		直近年度または過去3年平均のもの
	保険契約継続率	基準年度または過去3年平均のもの	商品および経過年数ごとに、直近年度または過去3年平均のもの			（1号2-1の規定を準用）
	死亡率					
	保険事故発生率（死亡率以外）	保険金の増加を97.7%の確率でカバーする危険発生率				
	配当率	基準年度のもの	原則として、直近年度のもの			
	配当準備金	―	―		―	・残高は繰入、引出、利息等から計算 ・支払い分は資産から減少
	価格変動準備金・危険準備金の繰入	［1号2-1の規定を準用］	法定最低繰入基準を下回らないよう計画的に繰入（危険準備金IVのストレステスト部分は他の合理的な方法で）		繰入は行わない	（1号2-1の規定を準用）
	評価差額金の取崩	［取崩による責任準備金積立財源への充当は行わない］	・取崩による責任準備金積立財源への充当は行わない ・ただし株式は、健全性の維持に問題がない場合、金利分まで充当可能	（1号2-1の規定を準用のうえ、） ・売却では売却損益を考慮	取崩による責任準備金積立財源への充当は行わない	―
	劣後性債務・社債・基金	―	―	（1号2-1の規定を準用）	利息を支払う	・利息を支払う ・期限に返済し再調達しない
	経営政策の変更	［1号2-1の規定を準用］	分析期間期初に実施済のものを反映（保険料率、諸利率の改定等）	（1号2-1の規定を準用のうえ、） ・決定済の計画も反映可能 ・金利に応じた予定利率変動型商品の保険料率改定を見込むことも可能	（1号2-1の規定を準用）	（1号2-1の規定を準用）
	法令の改正		分析期間期初に成立済のものを反映（標準利率は分析期間期初のみ改定）	（1号2-1の規定を準用）		
分析期間・テスト期間		テスト実施期間は少なくとも10年間	分析期間は少なくとも10年間	原則として全期間 （全契約が消滅等するまでの期間）	分析期間は5年間	分析期間は少なくとも10年間
不足相当額等の定義		［責任準備金不足相当額は、］最初の5年間の事業年度末の不足額の現価の最大値	責任準備金不足相当額は、最初の5年間の事業年度末の不足額の現価の最大値（設立後15年未満の会社は年数に応じた割合の純資産を控除可能）	収支相当額は、分析期間の最終時点での資産と負債の差額の現在価値	保険料積立金等余剰部分控除額の下限は、分析期間中の事業年度末の不足額の現価の最大値 （不足しない場合はゼロ）	事業継続基準不足相当額は、最初の5年間の事業年度末の不足額の現価の最大値
不足等の意見書への記載	不足等の判断	［いずれかのシナリオで］テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金に対応した資産に不足額が生じた場合、基準年度の責任準備金が不足と判断	いずれかのシナリオで最初の5年間の事業年度末に必要な責任準備金の積立が不可能となった場合、現状の責任準備金では不足と判断	―	―	最初の5年間の事業年度末に資産の額が負債の額に不足した場合、事業継続基準を維持できないと判断 （ただし、責準対応債券等の含み損を除いて考えることも可能）
	追加積立の必要性	［不足相当額の解消に必要な額を］基準年度において追加して責任準備金を積み立てる必要	・不足相当額の解消に必要な額をただちに追加して責任準備金を積み立てる必要 ・ただし5年での計画的な積立も可能 ・内部留保等の取崩による積立も可能	―	―	―
	経営政策の変更による対応	［考慮しない］	・ただちに行われる以下の経営政策の変更により不足相当額の一部・全部を積み立てないことも可能 － 配当率の引き下げ － 実現可能な事業費の抑制 － 資産運用方針の見直し － 新契約募集の抑制 － 新契約の保険料の引き上げ ・具体的な経営政策の内容も記載 ・翌年度の意見書で結果を記載	―	―	・ただちに行われる以下の経営政策の変更により不足相当額を解消することも可能 － 配当率の引き下げ － 実現可能な事業費の抑制 － 資産運用方針の見直し － 新契約募集の抑制 － 新契約の保険料の引き上げ ・具体的な経営政策の内容も記載 ・翌年度の意見書で結果を記載
	分析結果の考察	―	―	必要に応じて以下を考慮 ・使用したシナリオの評価 ・収支相当額と内部留保等との関係 ・複数のシナリオ間の、分析結果の変化の度合い	―	―
	過去の結果との比較	―	過去の結果と著しく相違する場合は原因を附属報告書に記載	過去の結果と著しく相違する場合は原因を附属報告書に記載	―	過去の結果と著しく相違する場合は原因を附属報告書に記載

［ ］内は、根拠規定に直接の記載がなく、比較のため補足または類推したもの